

第1章 計画策定に向けて

1 計画策定の背景

本市は、平成8年に「稲城市消防基本計画」を策定して以来、消防行政においては稲城市消防委員会をはじめ、多くの関係者の方々のご意見をもとに第二次、第三次と消防基本計画を策定し、消防組織法*第9条の規定による市単独消防体制、上平尾消防出張所を開所及び消防車両や災害用ドローンなど消防資機材の整備や警防態勢人員の増強、さらに、消防団をはじめ、市内各地域の防災関係団体との連携強化を図り、様々な社会情勢や地球環境の変化等により、増加する各種災害への対応、想定される首都直下地震や豪雨災害などの大規模災害を見据えた実災害に即した訓練を積み重ね「災害に強いまち 稲城」を目指して、市民が安心して生活できる消防・防災力の充実強化に取り組んでまいりました。

また、最近の消防を取り巻く災害状況をみると、超高齢化や新型コロナウイルス感染症の流行に伴い救急需要が増加し、救急業務の高度化など大きく変化しています。さらに全国各地で発生している大規模な地震や豪雨災害など複雑多様化する災害や複合災害*等に即した適切な対応がますます必要となっています。

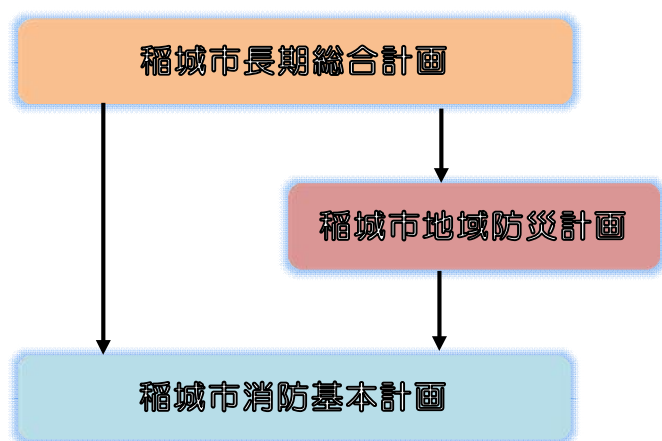
こうした状況を踏まえ、今後10年間にわたる消防体制を計画するにあたり、本市の人口推計や土地区画整理事業*の動向、財政状況を踏まえ、さらなる市単独消防の特徴を生かし、消防団をはじめ、災害防止協会や女性防火クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織*等の防災関係団体と連携を強化することで、本市の消防が目指す姿を明確にし、市民が安全で安心して生活することのできる消防体制を実現するため、「第四次稲城市消防基本計画」を策定するものです。



2 計画の目的及び位置付け

稲城市消防基本計画は、上位計画である稲城市長期総合計画*の将来都市像「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」の実現に向け、基本目標である「安全でだれでも安心して快適に暮らせるまち 稲城」の施策を展開します。

当本部は、消防組織法*第9条に規定する市単独の消防本部の特徴を生かし、災害から市民の生命、身体、財産を守るという消防の役割を確実に遂行するため消防基本計画を策定します。



3 計画の名称

この計画の名称は、「第四次稲城市消防基本計画」とします。

4 計画の期間

この計画期間は、令和8年度（2026年）から令和17年度（2035年）までの10年間とします。

5 計画のあゆみ

消防基本計画	内 容
(平成8年度～平成17年度) 稲城市消防基本計画	【答申】 平成7年よりおおむね10年間の常備消防の整備計画は「稲城市消防基本計画書」を尊重し、下記意見を図られたい。 【意見】 1 自主防災組織の充実を図るとともに、消防組織の充実、強化を推進し大災害への対応について万全を期すること。 2 消防整備計画を早期に実現するよう積極的に取り組むこと。 3 高齢社会に対応する事業推進のため、女性消防官の任用を検討すること。 4 消防団組織の充実強化を図るため、市民の理解が得られるよう取り組み、特に消防団員の確保については、消防署・消防団が協力して取り組んでいくこと。 5 消防職員及び消防団員が災害活動技術の向上を図るため、常時実施することができる訓練施設の整備をすること。 6 婦人防火クラブの育成を市内全域にわたって推進すること。
(平成18年度～平成27年度) 第二次稲城市消防基本計画	【答申】 消防本部の消防体制については、市単独消防の特徴を生かした様々な施策を展開し、国の消防力の整備指針に準拠するとともに着実に消防体制の充実・強化策を推進するため、下記意見を尊重したなかで第二次稲城市消防基本計画を策定されたい。 【意見】 1 消防力の整備指針に基づく警防、予防、救急及び救助体制を充実強化するための消防職員体制人員について見直しを行うとともに、増大するニーズに的確に対応する消防体制を整備すること。 また、大規模な地震等の自然災害やテロ災害、武力攻撃災害等の新たな事象に対応するための体制整備を行うこと。 2 消防署所の整備については、現状と課題をとらえ解決に向けて検討を行い、適正配置に努めること。また、消防訓練場の整備についても合わせて検討を行うこと。 3 稲城市消防団第二分団（東長沼地区）の恒久的な消防・防災拠点施設を整備すること。なお、事務局から示されたJ R南武線高架下に建設する提案については承諾を得られないことから、稲城長沼駅周辺区画整理事業地を含めた中で、建設用地及び建設時期等を平成18年度改めて審議することとする。

	4 ニュータウン地区の防災体制を担う消防分団の設立については、地区住民の自主的な結成に向けて動向を見ながら整備を進めること。 5 女性消防職員の当直施設の見直しを行うとともに環境整備に努めること。 6 主体的に防災活動が展開される自主防災組織を育成するとともに、大規模災害時における自助・共助の目的から、防災訓練などを通じて市民の防災意識の啓発に努めること。 7 高齢化社会への対応として防火安全対策等を積極的に推進すること。
（平成28年度～令和7年度） 第三次稲城市消防基本計画	【答申】 消防本部の消防体制については市単独消防としての体制で、下記意見を尊重したなかで第三次稲城市消防基本計画を策定されたい。 【意見】 1 防災担当部局が消防本部に設置されている利点を活かし、震災時等において総合的な災害対応ができるよう体制の強化に努めること。 2 火災等の災害時における出動態勢や保有する機動力を計画的に整備し、総合的な防災力の維持に努めること。 3 国が整備する広域消防応援体制を目的とした緊急消防援助隊として、被災地への出動体制の確保に努めること。また、本市が被災した場合において、他本部による緊急消防援助隊の災害応援が受けられるよう、円滑な受援体制の整備に努めること。 4 地域防災力の中核を担う消防団員の確保及び体制強化に努めること。また、防災関係団体である自主防災組織、災害防止協会、女性防火クラブ、少年消防クラブの人員確保及び体制強化に努めること。 5 女性消防職員が働きやすい職場環境を確保すること。

第2章 市内災害動向等

第四次稲城市消防基本計画は、当本部の現状を知ることにより、課題、施策を示す消防の基本計画とします。

1 火災による死者数

令和6年中の火災による死者は1人で、平成27年からの10年間では4人であり、いずれも住宅火災で発生しています。

年齢別では65歳以上の高齢者が全体の5割を占めており、高齢者の居住環境の安全性確保が必要であるため、住宅防火診断を実施しております。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.2人となっています。稲城市の過去10年間の死者数の平均は0.4人です。

項目	人口10万人当たりの火災による死者数
全国平均	1.2人

(総務省消防庁 令和6年版 消防白書)

稲城市消防本部の過去10年間の状況

項目	稲城市における火災による死者数	
稲城市消防本部	令和6年	1人
	令和5年	0人
	令和4年	0人
	令和3年	0人
	令和2年	1人
	平成31年	0人
	平成30年	0人
	平成29年	1人
	平成28年	0人
	平成27年	1人

2 建物火災による主な出火原因

全国の建物火災の出火原因別の内訳は、件数の多い順に「こんろ」、「たばこ」、「電気機器」によるものが多くなっています。

稲城市の過去 10 年間の建物火災による出火原因別の内訳は、件数の多い順に「こんろ」、「その他」、「放火・放火の疑い」となっています。

※「その他」とは人の行為が関連し、必要な注意義務を怠ったことにより出火したもの。

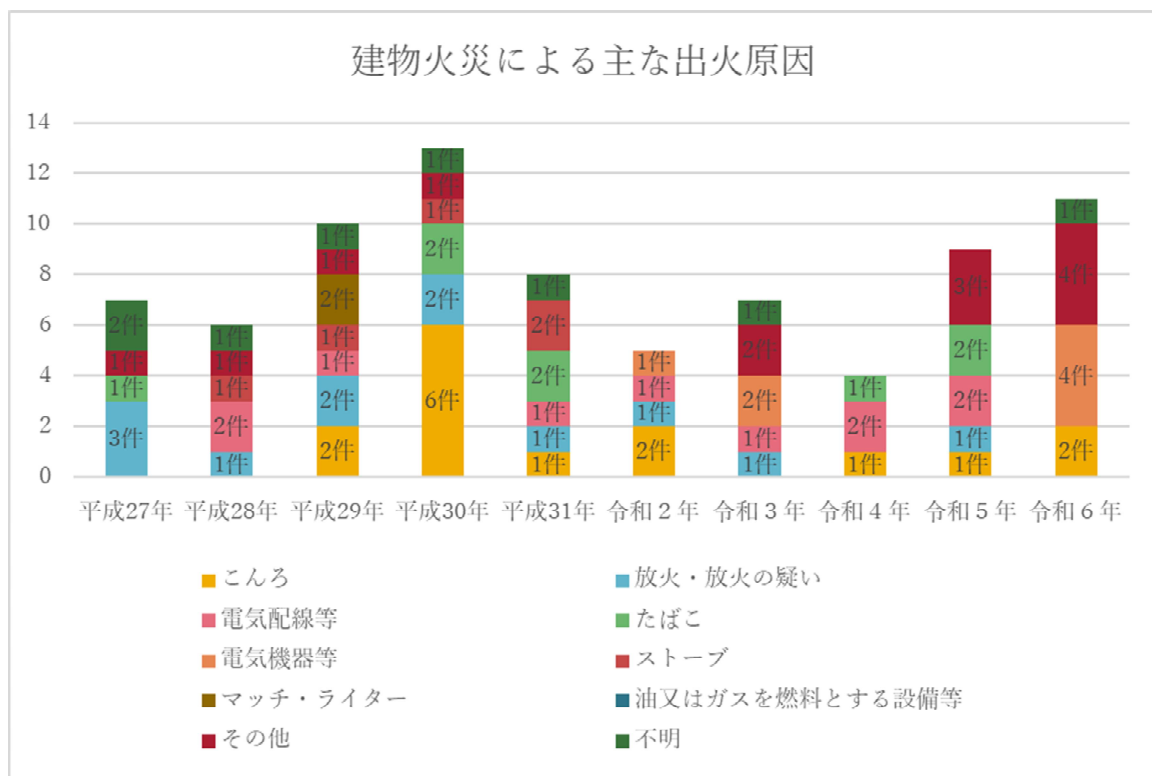
例：切断機であるグラインダーの火花が周囲の燃えやすい物に着火し出火した。新聞紙を読んでいる際に、近くの電気ストーブに触れ出火した。

項目	建物火災の主な出火原因		
全国	こんろ	たばこ	電気機器

(総務省消防庁 令和 6 年版 消防白書)

稲城市消防本部の過去 10 年間の状況

項目	建物火災の主な出火原因		
稲城市消防本部	こんろ	その他	放火・放火の疑い



3 火災による出火率

市内の出火件数は、10 年間平均で 20 件を推移しております。市内の火災出火率は、全国や東京都の平均より低い値となっています。

出火率（人口 1 万に当たりの出火件数）は、全国平均で 3.1 件で、稲城市の過去 10 年間の出火率は、平均で 2.3 件です。

項目	人口1万人当たりの出火件数
全国平均	3.1 件／万人

（総務省消防庁 令和 6 年版 消防白書）

稲城市消防本部の過去 10 年間の出火件数

項目	人口1万人当たりの出火件数	
稲城市消防本部	令和 6 年	1.71 件／万人
	令和 5 年	2.14 件／万人
	令和 4 年	0.97 件／万人
	令和 3 年	1.73 件／万人
	令和 2 年	1.64 件／万人
	平成 31 年	2.21 件／万人
	平成 30 年	3.11 件／万人
	平成 29 年	4.36 件／万人
	平成 28 年	1.25 件／万人
	平成 27 年	3.45 件／万人

4 消防車の現場到着所要時間

稲城市消防本部では、平成 29 年 4 月に上平尾消防出張所を開所したことにより、本署より遠隔地であった平尾地区・坂浜地区・若葉台地区の消防車両の現場到着時間が短縮傾向となっており、消防機動力*の向上に繋がりました。

項目	消防車の現場到着時間
全国平均	全国的な消防車の現場到着時間の統計データはありません

稲城市消防本部の過去 10 年間の状況

現場到着所要時間は、出場から現場到着までの時間を算出しています。

項目	消防車の現場到着所要平均時間	
稲城市消防本部 (消防署・出張所)	令和 6 年	4 分 19 秒
	令和 5 年	4 分 19 秒
	令和 4 年	4 分 18 秒
	令和 3 年	4 分 13 秒
	令和 2 年	4 分 44 秒
	平成 31 年	4 分 58 秒
	平成 30 年	4 分 37 秒
	平成 29 年	4 分 24 秒
	平成 28 年	4 分 54 秒
	平成 27 年	4 分 54 秒

5 救急車の現場到着所要時間

平成 29 年 4 月に上平尾消防出張所が開所し、救急車の常時運用が 3 台となり、主に上平尾消防出張所が対応する 3 地区（平尾・坂浜・若葉台）の現場到着所要時間が短縮したことにより、稲城市全域における救急車の現場到着所要時間の短縮が図られました。

項目	救急車の現場到着所要時間 (119 番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)
全国平均	約 10 分 00 秒

(総務省消防庁 令和 6 年版 消防白書)

稲城市消防本部の過去 10 年間の状況

現場到着所要時間は 119 番入電から現場到着までに要した時間を算出

項目	救急車の現場到着平均所要時間	
稲城市消防本部 (消防署・出張所)	令和 6 年	8 分 07 秒
	令和 5 年	7 分 56 秒
	令和 4 年	7 分 58 秒
	令和 3 年	7 分 58 秒
	令和 2 年	7 分 53 秒
	平成 31 年	7 分 41 秒
	平成 30 年	7 分 39 秒
	平成 29 年	7 分 35 秒
	平成 28 年	8 分 59 秒
	平成 27 年	9 分 27 秒

6 救急車の病院到着所要時間

新型コロナウイルス感染症の流行期前の平成 31 年までは、救急車の病院到着平均時間 42 分前後でほぼ横ばいでしたが、令和 2 年 3 月頃から稲城市でも新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこともあり、病院選定困難事案が増加しました。その結果、令和 2 年から病院到着平均所要時間が延伸しておりますが、令和 5 年以降、近隣医療機関の収容状況が改善され、救急車の病院到着時間の短縮が図られています。

項目	病院収容所要時間 (119 番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間)
全国平均	約 45 分 6 秒

(総務省消防庁 令和 6 年版 消防白書)

稲城市消防本部の過去 10 年間の状況

病院到着所要時間は 119 番入電から医師引継ぎまでに要した時間を算出

項目	救急車の病院到着平均所要時間	
稲城市消防本部 (消防署・出張所)	令和 6 年	50 分 34 秒
	令和 5 年	52 分 56 秒
	令和 4 年	56 分 25 秒
	令和 3 年	51 分 05 秒
	令和 2 年	47 分 37 秒
	平成 31 年	45 分 34 秒
	平成 30 年	45 分 35 秒
	平成 29 年	44 分 45 秒
	平成 28 年	46 分 34 秒
	平成 27 年	48 分 31 秒

7 立入検査実施状況

火災予防の徹底を図るため、市内の多くの市民が利用する施設や学校、共同住宅等の防火対象物*に対し、年度ごとに立入検査計画を樹立し計画的に立入検査を実施しています。

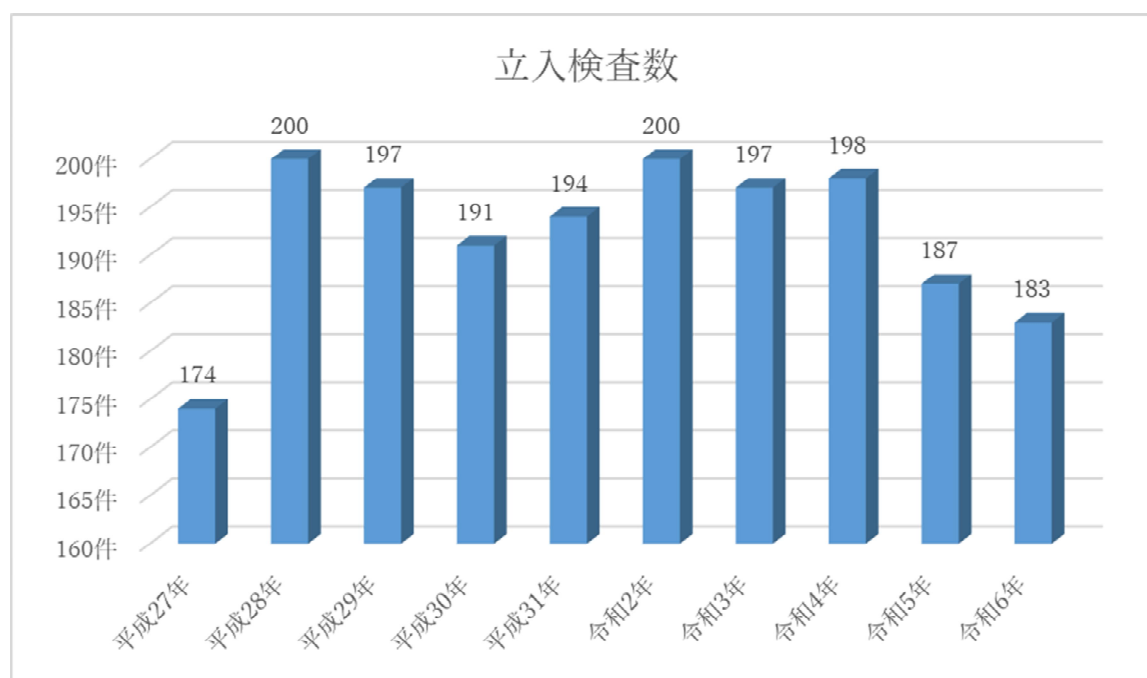
過去 10 年間に於いて、年度平均約 190 件の防火対象物*を対象に累計 1,921 件の立入検査を実施しております。

立入検査は、主に不特定多数の市民が利用する商業施設、福祉施設、複合施設等の火災発生時に甚大な被害が想定される施設を重点的に実施しているほか、全国で発生した社会的影響の大きな火災が発生した際に、類似施設の一斉立入検査を実施しています。

なお、立入検査で発見した消防法令違反については、立入検査後より防火対象物*の関係者に対して継続的に是正指導を行っています。

近年は、事業所における自主点検の定着や防火管理者の防火意識の向上が図られ、改善までの期間が短縮されつつあります。一方で老朽化した建築物や小規模事業所における防火設備の不備、消防用設備等の点検が未実施や未報告及び防火管理者の選任や変更の未実施等の不備が散見され、予防課員の継続的な指導は必要不可欠であります。

この先 10 年間の立入検査では、改善未実施の防火対象物*に対する継続的な指導を行い、適切なフォローアップ体制の強化を図るとともに、市民・事業所への予防啓発を推進し、火災予防行政の更なる実効性向上を目指していきます。



第3章 計画策定に向けた取組み

1 市民が安心して生活できる消防体制の充実強化

本市の消防体制は、平成8年に「稲城市消防基本計画」を策定して以来、第二次、第三次にわたる消防基本計画について、稲城市消防委員会を通じて審議や検討を重ね、また、稲城市議会からご意見をいただき計画が策定され、市単独の消防体制を継続し、「災害に強いまち 稲城」を目指して、市民が安心して生活できる消防防災力の充実強化に取り組んでおります。

国が推進する消防広域化や消防事務委託は、小規模な消防本部では消防車両の整備や専門要員の確保等に限界があること、また、組織管理や財政面での厳しさが指摘されることから、消防の事務を広域化や事務委託することにより、より効果的な消防部隊の運用や、消防に関する行財政運営の効率化が期待されると示されています。

その反面、消防事務を広域化や事務委託した場合の消防体制は、構成市町村が保有する消防車両の共同整備や運営について、各市町村との調整に人員や時間を要し、意思決定の迅速性に欠けること。また、消防本部と市町村・消防団等との連携が希薄になり、消防機動力*の低下など懸念される課題も示されています。

こうした状況を踏まえ、今後の消防体制について消防委員会で審議、検討を重ねた結果、市単独消防の特徴を生かして、地域防災の中核的存在である消防団をはじめ災害防止協会や女性防火クラブ、少年消防クラブ等の防災関係団体との連携強化が図られているとともに、消防本部に防災課を配置し、消防業務と防災業務を一元化することにより、自主防災組織*や防災関係機関と連携し、大規模災害時における初動体制が確立されています。また、消防本部および消防団が保有する消防車両等の装備品が計画的に整備され、さらに消防職員を増員して消防出張所の運用を開始したことにより、消防車や救急車の現場到着時間が大幅に短縮されたことなど、消防体制が消防基本計画や市の長期総合計画に基づき、計画的に拡充・強化されており、有効に機能していることが確認されました。

このように、今日まで関係者の不断の努力によって培われた市単独消防のメリットを生かし、市内各地域の防災関係団体と顔の見える関係*が構築されるなかで、消防体制の充実強化に取り組んできたことを踏まえ、第四次稲城市消防基本計画の期間においても、市単独の消防体制で消防防災行政を推進することとし、さまざまな社会情勢や地域環境の変化により危惧される災害への対応、また、想定される首都直下地震や豪雨災害などの大規模災害の発生を見据え、実災害に即した訓練を積み重ね、市民が安心して生活できる消防体制の充実強化に努めます。

2 消防庁舎施設機能の充実・整備

消防本部庁舎は、昭和 49 年（1974 年）に消防防災活動拠点として建設し、平成元年度（1989 年）に延べ 1,525 m²の増改築工事、平成 14 年度（2002 年）に耐震補強工事を行い、24 時間 365 日消防防災業務や大規模災害時の活動拠点として施設機能を継続的に維持するため、空調設備や非常用発電設備の更新を行っています。

しかしながら、建設後 51 年が経過しており、建具や上下水道の配管等、施設の老朽化が進んでいる現状にあります。

上平尾消防出張所は、平成 28 年度（2016 年）に建設し、平成 29 年（2017 年）4 月から運用を開始し、消防車や救急車の現場到着時間を大幅に短縮するとともに、消防隊や消防団が訓練施設を活用した実戦的な訓練を行い、消防活動体制の強化に取り組んでいます。

また、大規模災害時における活動拠点となる消防本部庁舎及び上平尾消防出張所の施設機能を継続的に維持していくため、「稲城市公共施設等総合管理計画*」に基づき、施設の維持管理に努め、消防機動力*の充実に努めます。

3 職場環境の充実・人材育成の強化

職員の定年引上げについて、令和 3 年 6 月に「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 61 号）及び「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 63 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。これに伴い、本市においても、令和 4 年第 4 回市議会定例会において職員の定年引上げ等に伴う関係条例が改正され、職員の定年引上げ及び関連する諸制度が令和 5 年 4 月 1 日から開始されました。

消防職員は、災害現場において活動する業務を担っており、定年引上げにおいても、定年延長の対象となる職員（以下「定年延長職員」という。）は救助・救急・消火活動等、災害現場業務を担うこととなります。このことから、定年延長職員の身体的能力の低下等の理由から災害現場での活動に影響がある職員の勤務の意思を確認するとともに、職員の経験等を踏まえた配置を検討する必要があります。

また、若手職員との活動時の体力レベルに差が生じるものの、部隊として一体となった活動ができるよう、職員の豊富な知識・経験を活かした適材適所の配置や業務分担、研修等による人材育成に努め、組織全体の消防力の維持を図る必要があります。

さらに、定年延長職員を含め組織全体の年齢層の偏在や消防本部の組織の活性化が図れないことが懸念されるため、消防職員の定員管理や年齢層の平準化を図り、持続可能な消防力を確保する必要があります。

以上のことから、定年延長職員の配置については、災害時における消防力の維持向上を図るため、また、各課の業務を考慮しながら、職員の体力、経験等を踏まえた配置を行います。

【消防体制の充実】

- (1) 効果的な指揮統制やドローン運用を行うため、指揮隊の隊員を3人体制で運用します。



- (2) 救命率の向上や通信指令業務の効率化を図るため、通信指令員を3人体制で運用します。



- (3) 知識や経験のある定年延長職員を防災指導員として配置し、効果的な消防訓練や救命講習、防災訓練指導を行います。



- (4) 救急隊全隊出場に伴うP A連携出場が増加傾向にあり、高齢化等により救急件数の増加が見込まれることから、非常用救急隊*の編成が容易となるよう警防態勢人員を確保し、迅速な救急出場体制を図ります。

4 消防機動力の充実・整備

本市の人口推移は2040年まで増加が見込まれており、高齢化や市街地整備の進展に伴う消防救急業務の需要増加にも対応するため、稲城市長期総合計画*の施策を展開し、より効果的な消防サービスが提供できる消防組織体制や機動力の向上を図ることが必要です。

今後も、時代の変化にも的確に対応した消防本部及び消防団の組織体制を確保し、消防機動力*の強化に努めます。

【消防職員・消防団員の配置および消防機動力整備計画】

		定数(人)	消防車両等の数		更新時期（年）	
消防本部	消防署	93	指揮車	1	—	消防用車両 の安全基準 等に基づき 計画的に更 新する。
			ポンプ車	1	16	
			化学車	1	20	
			はしご車	1	20	
			救助工作車	1	18	
			救急車	2	10	
			人員輸送車	1	—	
			水難・水防活動車	1	20	
			緊急バイク	1	—	
			小型無人航空機 （ドローン）	2	—	
	出張所	26	ポンプ車	1	16	
			救急車	1	10	
合 計	119					

		団員数 (人)	消防車両の数		更新時期（年）		
消 防 団	本 団	7	指揮車	1	—	消防用車両 の安全基準 等に基づき 計画的に更 新する。	
	8 個分団	160	ポンプ車	8	16		
	支援団員	40					
	合 計	207					

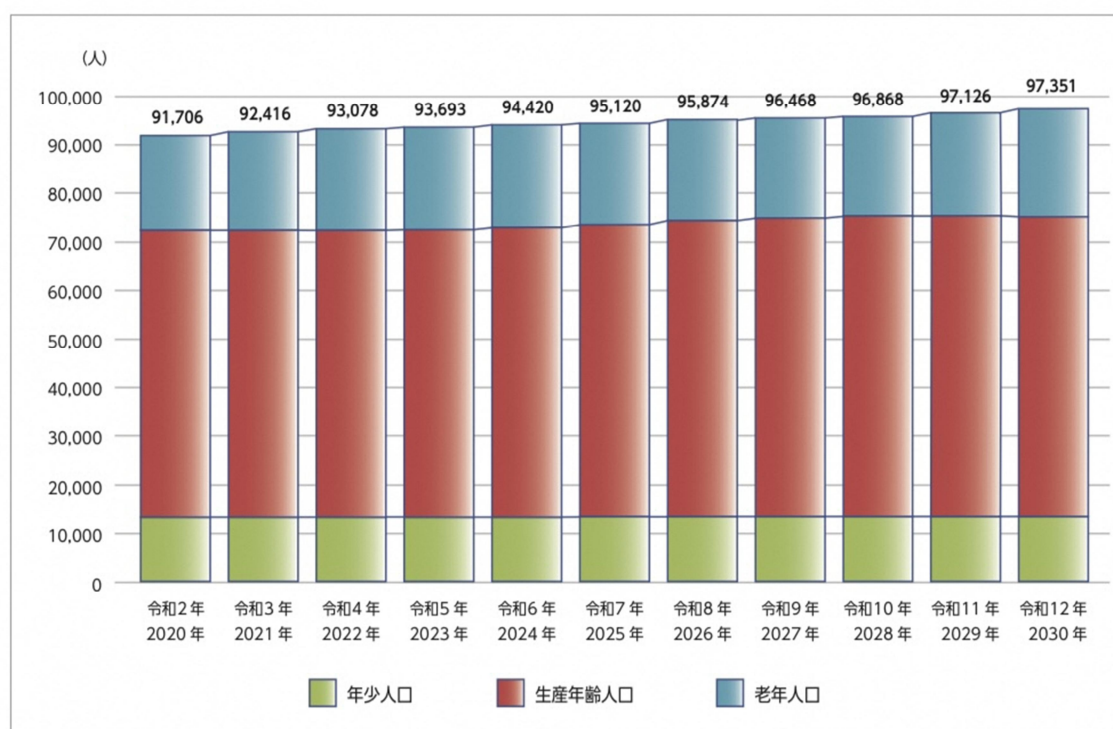
第4章 時代の変化に対応する取組み

1 人口構造の変化に対する取組み

本市は、多摩ニュータウン事業による大規模な市街地開発の時代を経て、現在も榎戸地区、矢野口駅周辺地区、稲城長沼駅周辺地区、南多摩駅周辺地区の市施行の土地区画整理事業*による都市基盤整備が進められています。また、南山東部地区、小田良地区の区画整理事業の進捗、都市計画道路事業では、南多摩尾根幹線道路や鶴川街道等主要幹線道路の整備が進んでいます。

国全体では人口が減少に進む見通しがあるなかで、本市においては、こうしたまちづくりの進展により、転入人口が大きく増加しており令和12年（2030年）における人口は、約9万7千人と将来人口を推計し、その後も人口の増加が見込まれます。子育て世代を中心とした人口増加により、年少人口も比較的高い割合での推移が見込まれる一方、要支援・要介護高齢者は増加していることから、傷病者や災害の発生率の上昇に対応する施策の充実を図ります。

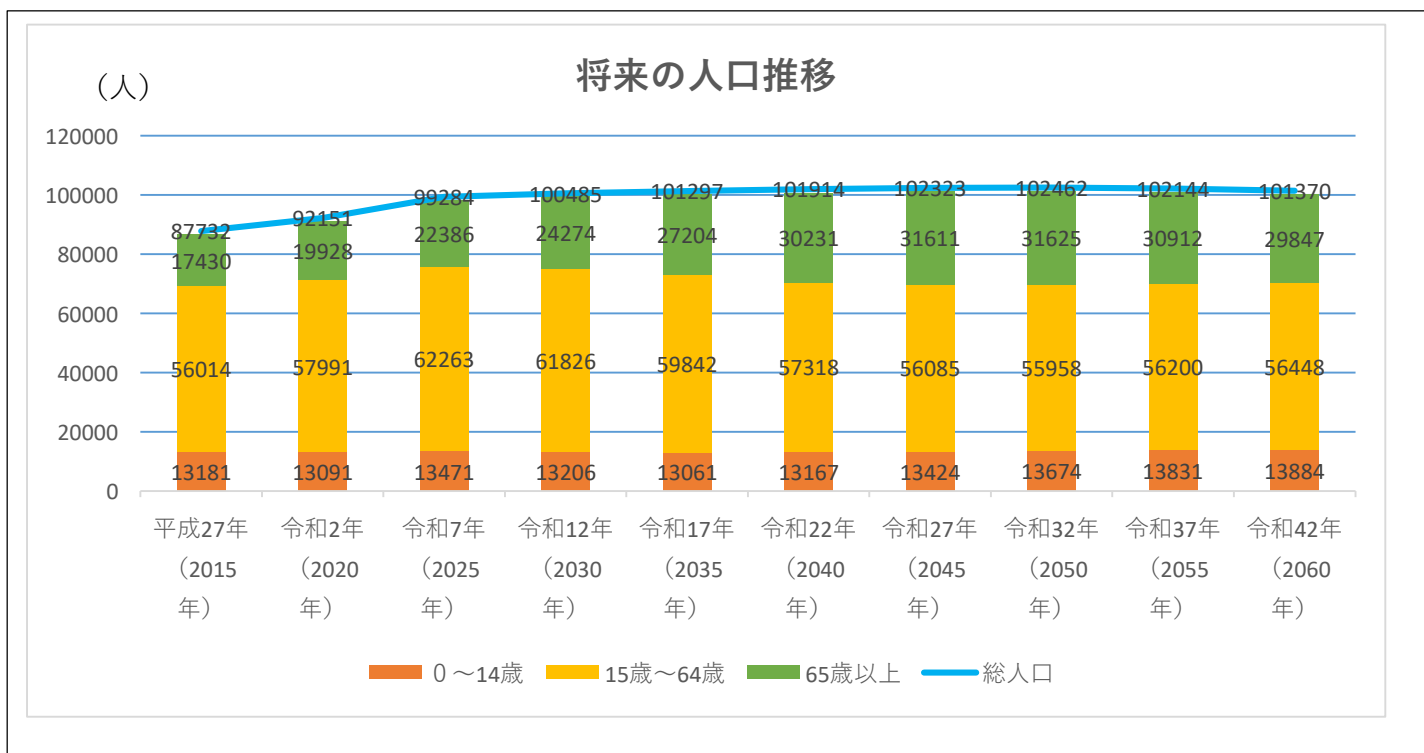
第五次稲城市長期総合計画期間の人口推計(抜粋)



(注) 4月1日の人口。

令和2年は住民基本台帳による実績値、令和3年から12年は推計値。

まち・ひと・しごと創生総合戦略
将来人口の長期的な見通し



2 地域環境の変化に対する取組み

都市基盤整備の進展に伴って消防対象物の増加が見込まれていますが、2050年カーボンニュートラル*に向けた家庭用燃料電池*や太陽光パネルを備えた住宅など、環境に配慮した普及が進んでいます。また、尾根幹線道路の一部区間を全線4車線や約2kmをトンネルに整備する計画があり、野球場と水族館が一体となった複合施設「TOKYO GIANTS TOWN」の誕生による道路整備の進展により、交通量が増加傾向にあるなか、ハイブリッド車や電気自動車など地球環境に配慮した自動車も増えてきています。

こうした環境対策の進展は、人々の暮らしを豊かにする一方、今まで想定されなかった原因による火災や災害を引き起こすなど、市民の日常生活を脅かす危険性も秘めており、日々変化していく社会情勢への対応として、新しい技術に付随した危険情報を収集するとともに、火災予防業務、災害活動における知識・技術の向上を図ります。



3 大規模事故への取組み

令和7年1月、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故では、その事故形態から救出までに時間を要したほか、長期にわたる下水道の使用自粛要請や避難指示など、多くの住民が事故による影響を受けました。近年の社会情勢の著しい変化により、災害や事故の形態も多様化しており、ライフラインに対する防災対策*は喫緊の課題となっています。

大規模事故の発生を見据え、ライフライン被害や避難指示を見据えた防災対策*を推進します。

(1) 大規模事故発生時の初動体制の強化

大規模事故発生時には、迅速な事故実態の把握と現場からのリアルタイムでの情報伝達が被害を最小限に抑えるために非常に重要となります。

このことから、現場の消防隊からリアルタイムで事故現場の状況を空撮し、通信指令室や災害対策本部と情報共有を図れるように全天候型のドローンを活用し、迅速に事故実態を把握します。

また、現場での指揮体制を強化するため、指揮隊の隊員を2名体制から3名体制に増強し、大規模事故発生時の初動体制の強化を図ります。

(2) 各関係機関との連絡体制の構築

大規模事故発生時には現有消防力を集結しても消防力に不足を生じることが想定されます。

このため、近隣消防本部や市と応援体制を確立しています。また、稲城市地域防災計画*に基づき、緊急消防援助隊や自衛隊、警察のほか、東京都、公共団体及び本市と協定を締結する民間団体等への連絡体制を構築し、災害対策に万全を期することとしており、今後も応急対応能力の強化を推進します。



4 大規模災害への取組み

1 震災に備えた体制の推進

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、インフラ施設の老朽化により水道の断水や停電等が発生し、地理的な要因により道路が寸断されたことで復旧が遅れ、ライフラインへの被害が長期化しました。また、避難者情報の共有や支援活動環境の確保など様々な課題を残しました。

近年、このような大規模災害が毎年のように全国各地で発生しており、これらの教訓を風化させることなく、自助である市民、共助としての自主防災組織*や防災関係機関等の役割、公助としての行政機関の役割を分担することで、人的・物的被害を軽減する施策を展開し、平常時における相互の協調・連携を重視した総合的な地域防災力*の向上を図ることを目的として稲城市地域防災計画*を策定しています。内容については、過去の大規模災害や関連法の改正、各種計画の更新等を踏まえ令和6年度に修正を行いました。

大規模災害発生時には、地域防災計画に基づく被害想定を踏まえ、消防本部として、迅速に人命救助、消火活動に従事する態勢を整えています。また、現有消防力を結集しても、消防力に不足を生じることが想定されます。また、初動期の対応のみならず平常時における対策が、発災後の被害軽減に繋がることを踏まえ、広域応援体制の確立や実効的な消防機動力*の確保を含めた総合的な消防活動の充実・強化を積極的に推進します。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、地震、津波、原子力発電所事故等の複合災害*に見舞われ、熊本県を中心に九州や中部地方で発生した令和2年7月豪雨では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症対策を踏まえた避難所運営*や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震では、地震や津波等による被害が発生し、復旧中であった同年9月に発生した能登半島豪雨では河川氾濫や土砂災害による複合災害*により被害を受けました。

このような、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害*の場合、通常の災害と比較して被害の拡大や長期化等が懸念されるため、こうした状況を念頭に置いて、日頃からの備えや、関係機関との連携強化を推進します。

災害対策本部設営運営訓練



指定避難所設営運営訓練



2 緊急消防援助隊による初動体制の強化

稲城市内をはじめ東京都内全域において、大規模な地震や自然災害が発生し、近隣の消防相互応援協定による現有消防力を超える規模の災害には、速やかに緊急消防援助隊を要請し、その受入れ体制を確立することが必要です。

このことから、毎年実施している災害対策本部設営運営訓練の一環として、緊急消防援助隊の受援に関する図上訓練を実施しています。この訓練を通じて、迅速かつ適切な体制を構築し、災害時における初動対応の強化を図ります。

3 複合災害への対応

平成 23 年の東日本大震災では、地震、津波、原子力発電所の事故による被害、令和 6 年 1 月の能登半島地震では、地震、大規模火災により被害を受け、同年 9 月には能登半島豪雨も発生しました。これらの複数の性質が異なる災害事象が密接に関わり合いながら発生する「複合災害*」に対し、関係機関との連携を強化し、対応能力の向上を図ります。



災害対策本部設営運営訓練
～震災時初動対応訓練～

令和6年1月能登半島地震
緊急消防援助隊の活動



稲城市消防本部緊急消防援助隊のこれまでの実績

【訓練参加状況】

年 度	出 場 先	参 加 部 隊	参加人数
平成 15 年度	関東・埼玉県さいたま市	消火隊・後方支援隊	5 人
平成 16 年度	関東・山梨県甲府市	消火隊・後方支援隊	5 人
平成 17 年度	全国・静岡県静岡市	消火隊・後方支援隊	5 人
平成 18 年度	関東・栃木県宇都宮市	消火隊・後方支援隊	7 人
平成 19 年度	関東・群馬県前橋市	消火隊・後方支援隊	5 人
平成 20 年度	関東・神奈川県横浜市	消火隊・後方支援隊	7 人
平成 21 年度	関東・千葉県千葉市	救急隊・後方支援隊	5 人
平成 22 年度	関東・東京都	--- 受 援 訓 練 ---	全 職 員
平成 23 年度	関東・長野県松本市	消火隊・後方支援隊	7 人
平成 24 年度	関東・埼玉県朝霞市・和光市	消火隊・後方支援隊	6 人
平成 25 年度	関東・山梨県富士吉田市	伊豆大島土石流災害対応のため中止	
平成 26 年度	関東・静岡県浜松市	消火隊・後方支援隊	6 人
平成 27 年度	関東・茨城県茨城町	関東・東北豪雨災害対応のため中止	
平成 28 年度	関東・栃木県宇都宮市	救急隊・後方支援隊	6 人
平成 29 年度	関東・群馬県	消火隊・後方支援隊	8 人
平成 30 年度	関東・神奈川県	救急隊・後方支援隊	6 人
平成 31 年度 (令和元年度)	東日本台風により中止		
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止		
令和 3 年度	静岡県熱海市土石流災害対応及び 東京オリンピック・パラリンピック開催のため中止		
令和 4 年度	関東・埼玉県	消火隊・後方支援隊	8 人
令和 5 年度	関東・山梨県	消火隊・後方支援隊	8 人
令和 6 年度	関東・静岡県	消火隊・後方支援隊	8 人
令和 7 年度	関東・茨城県	消火隊・後方支援隊	7 人

【被災地における救助活動等の状況】

年 月 日	災 害	車両・人員
平成7年1月20日～24日	阪神・淡路大震災	広報車 計3名
平成16年10月24日～27日	新潟県中越地震	救助工作車 指揮車（後方支援隊） 計6名
平成23年3月13日～16日	東日本大震災	救助工作車 指揮車（後方支援隊） 給水車 計8名
平成27年9月11日～16日	関東・東北豪雨	ポンプ車・救急車 人員輸送車（後方支援隊） 計18名
令和3年7月3日～10日	静岡県熱海市 土石流災害	ポンプ隊 人員輸送車（後方支援隊） 計23名
令和6年1月9日～2月2日	能登半島地震	人員輸送車（後方支援隊） 計23名
令和7年2月28日～3月10日	岩手県大船渡市 林野火災	ポンプ隊 人員輸送車（後方支援隊） 計16名

4 緊急消防援助隊の受援

国が示す緊急消防援助隊運用計画（平成16年3月26日消防震第19号、平成26年3月26日消防震第75号改定）に基づき、本市が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定し、随時修正を行っております。

平成22年（2010年）11月20日には、東京で大震災が発生したことを想定し、本市に他県からの緊急消防援助隊124部隊、535名が参加した受援に関する緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を実施しました。

また、震災等の大規模災害時における消防活動能力の向上を図るため、訓練計画に基づき、緊急消防援助隊が出動した場合、また、受援した場合における初動体制、長時間にわたる活動を想定した図上訓練を定期的実施しています。

5 相互応援協力・派遣要請

大規模災害発生時には、稲城市地域防災計画*に基づき、東京都、警察、公共機関、民間団体等への応援協力を求め、自衛隊への派遣要請を行い災害対策に万全を期することとしており、今後も応急対応力の強化を推進します。



平成 23 年東日本大震災

平成 27 年関東・東北豪雨災害



令和 3 年静岡県熱海市土石流災害



令和 6 年能登半島地震



令和 7 年岩手県大船渡市林野火災